

2026年3月16日

高知県人事委員会
門田 純一様

高知県教職員組合
執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 谷内 康浩



2026年春季要請書

新しい年度を迎えるにあたり、下記の事項について、人事委員会として検討し、勧告などに反映するよう求めます。

記

1. 国による地方公務員・教職員の賃金抑制の押しつけに反対し、積極的な勧告を行うこと。
とりわけ、初任給の水準を大幅に引き上げるとともに、物価高騰および各年齢段階に応じた生計費の増額、教職員としての経験の蓄積や専門能力の向上を十分に考慮し、中堅・高年齢者の賃金の改善を図る勧告を行うこと。
 2. 持ち時数軽減など長時間労働の是正のため、教職員増の必要性について意見表明を行うこと。
 3. 2025年10月の高知県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」において指摘したこと（※）について、人事委員会として、県教育委員会の対応状況を検証し、実効性ある改善が進むよう、より踏み込んだ意見表明を行うこと。
- ※「不登校の増加やヤングケアラー等の多様な背景を持つ子どもへの支援など、学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの学校に対する要望も多く、教育職員の負担は増大しており、長時間勤務や多忙化の解消など、学校における働き方改革の推進は全国的な課題となっている」
- ※「すべての教職員において時間外在校等時間月45時間超の月を年間3月以内に抑える」などは目標に達しておらず、依然として、教育職員の長時間勤務や多忙化などの課題は解消されていない状況である」
- ※「引き続き、教育職員の働き方改革や業務負担軽減に向けて、休憩時間等の確保も含め、時間外在校等時間の把握による勤務時間管理を徹底するなど、教育職員の健康やワーク・ライフ・バランスを確保できる環境を整備する必要がある」
- ※「教育職員の時間外在校等時間やワーク・ライフ・バランス等にも少なからず影響を与えると考えられる育休や産休、病休などに伴う職員の代替者の配置については、教員免許を有しながら教職に就いていない方を対象にした相談会の実施による潜在教員の掘り起こしなど、様々に取り組んでいるが、十分には確保できている状況とはいえないことから、SNS等も活用し、潜在教員の掘り起こしなどを引き続き進めるとともに、市町村教育委員会とも連携し、更なる人員の確保に努めることが重要である」
- ※「教育委員会においては、改正法の趣旨を鑑み、県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するとともに、市町村立学校の教育職員の同計画を策定・実施する市町村教育委員会とも密に連携し、教育職員の働き方改革や業務負担軽減を確実に推進していくことが重要である」

4. 高知県の教職員の高齢期雇用のあり方について、人事委員会として、次の点を踏まえた意見表明を行うこと。
- ①再任用短時間勤務においては、より多様な選択ができるよう制度改善を行うこと。
 - ②定年延長や暫定再任用において、定年延長前や定年前と同じ勤務内容の場合、給与を下げない制度設計に改善すること。当面、少なくとも暫定再任用者の給与水準および一時金月数については、定年延長者との均衡を図ること。
 - ③短時間勤務の再任用（定年前再任用および暫定再任用）を定数外とすること。
 - ④26年度から導入される会計年度任用職員「短時間勤務講師」については、人事委員会としてその施策の実施状況を注視するとともに、フルタイムを前提とせず、多様な勤務時間形態を保障すること。
5. パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、時短ハラスメントなどの防止に向け、県教育委員会が行っている対策について検証し、実効性ある改善を促すこと。相談者の立場に寄り添った対応が確実に行われる体制となっているかを点検するとともに、相談窓口が教職員に十分周知され、安心して相談できるものとなるよう、外部相談員制度や相談後の対応手順の周知・徹底、管理職を対象とした研修内容の充実など、具体的な対策の促進について意見表明を行うこと。
6. 労働安全衛生法に基づく実効ある「労働安全衛生体制」を、すべての職場に確立するよう意見表明を行うこと。
- ①外部相談員制度の周知・徹底、職場の安全衛生委員会の開催促進など、メンタルヘルス対策を充実させること。
 - ②ストレスチェックについて、受検率の向上を図るとともに、本人が希望する時に随時受検できる体制とし、結果を職場改善につなげる具体的な取組を促進すること。
7. 母性保護・子育て支援の観点から、教職員の労働条件および待遇の改善を一層進めるよう意見表明を行うこと。とりわけ、妊娠・出産に関わる休暇制度等について、実態に即した改善が進むよう意見表明を行うこと。
8. 給特法の改定に伴い、附帯決議にある「労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会は教育委員会が教職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと」を踏まえ、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使し、県教育委員会の施策に改善を求めること。
- ①労働基準監督機能を発揮し、引き続き学校現場への調査に入ること。
 - ②25年度の調査結果については情報提供をすること。
 - ③県教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」については、令和7年9月26日付「総行公第106号」「総行安第52号」文書に基づき、県教委と連携し、その策定、実施、実施状況の把握等にかかわること。
9. 人事委員会として、教育委員会が新たな施策を実施するにあたっては、その実施状況を注視するとともに、制度設計が不十分なまま学校現場に施策が下ろされることのないよう指導・助言すること。

以上